

情報・システム研究機構長選考実施細則

平成18年5月30日  
制 定  
最近改正 令和4年2月9日

(趣旨)

第1条 この細則は、情報・システム研究機構長選考規則（以下「選考規則」という。）第13条第3項の規定に基づき、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構長候補者（以下「機構長候補者」という。）の選考等の実施に関し、必要な事項を定める。

(選考日程の公示)

第2条 選考規則第3条に規定する選考日程の公示については、別紙様式第1号により、機構及び各機関の掲示版に掲示するとともに、機構のホームページに掲載する。

(第一次機構長候補適任者の推薦)

第3条 選考規則第5条第1項に規定する第一次機構長候補適任者（以下「一次適任者」という。）の推薦に当たっては、別紙様式第2号の推薦書及び別紙様式第4号の経歴書を機構長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）に提出する。

2 選考規則第5条第1項に規定する推薦者が推薦できる一次適任者は1名に限る。

3 選考規則第5条第2項に規定する一次適任者の推薦に当たっては、別紙様式第3号の推薦書及び別紙様式第4号の経歴書を選考会議に提出する。

4 選考規則第5条第2項において、選考会議が認めた機構の研究教育職員とは、次の各号に掲げる常勤の者とする。

- 一 教授（所長を含む）
- 二 准教授
- 三 講師
- 四 助教
- 五 助手

5 選考規則第5条第2項の規定により、20名以上の連名により推薦する場合には、推薦代表者1名を選出の上、推薦する。

6 前項の規定において連名により推薦人となった者は、当該推薦のほかには他の者の推薦人になることはできない。

7 第1項及び第3項で定める提出書類が不足している場合、当該推薦は無効とする。

(機構長候補者の選考における所信調書等の提出)

第4条 選考規則第7条第2項において、選考に必要な書類とあるのは、次に掲げ

るものとする。

- 一 同意書（様式第5号）
- 二 所信調書（様式第6号）
- 三 経歴書（様式第4号）

- 2 選考規則第7条第2項において、機構長候補者を辞退する場合の必要な書類は、辞退届（様式第7号）とする。

（雑則）

第5条 この細則の解釈について疑義のあるときは、選考会議がこれを決定する。

- 2 この細則の改廃は、選考会議がこれを行う。
- 3 この細則に定めるもののほか、機構長候補者の選考に関し必要な事項は、選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年5月30日から施行する

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する

附 則

この規則は、平成20年5月16日から施行する

附 則

この規則は、平成22年3月8日から施行する

附 則

この規則は、平成26年3月25日から施行する

附 則

この規則は、平成28年3月4日から施行する

附 則

この規則は、平成29年1月27日から施行する

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する